

物流拠点機能強化支援事業費補助金

(非常用電源設備の導入補助事業及び災害時の支援物資輸送体制構築促進事業)

交付規程

令和8年5月22日

(通則)

第1条 物流拠点機能強化支援事業費補助金(非常用電源設備の導入補助事業及び災害時の支援物資輸送体制構築促進事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、物流拠点機能強化支援事業費補助金(非常用電源設備の導入補助事業及び災害時の支援物資輸送体制構築促進事業)交付要綱(令和8年2月12日付け国自物第310号・国自貨第575号)、物流拠点機能強化支援事業費補助金(非常用電源設備の導入補助事業及び災害時の支援物資輸送体制構築促進事業)実施要領(令和8年2月12日付け国自物第311号・国自貨第576号)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、災害時のサプライチェーンの確保と災害対応能力強化のために営業倉庫やトラックターミナル等の物流拠点に非常用電源設備の導入を行う事業や、ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送体制の構築・強化を促すために地方公共団体と物流事業者等の官民が連携して行う支援物資輸送訓練(以下「間接補助事業」という。)に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、災害時や電力不足時における電源機能の維持や各地域の実情に応じた災害時の円滑かつ迅速な支援物資輸送体制の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 この補助金は、物流拠点機能強化支援事業費補助金事務局(以下「事務局」という。)が、別表第1第1欄に掲げる非常用電源設備の導入補助事業又は別表第1第2欄に掲げる災害時の支援物資輸送体制構築促進事業(以下「間接補助事業」という。)を行おうとする者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、間接補助事業の実施に必要な経費のうち、同表第2に掲げる経費補助金交付の対象として事務局が認める経費(以下「間接補助対象経費」という。)について、補助金の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 間接補助事業者は、地方公共団体や物流事業者等で構成される協議会等とし、別表第1に掲げる者とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書に事務局が定める書類を添付して、事務局が別に定める時期までに提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の事業の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して事業申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 前項の規定に関わらず、申請者が以下に掲げる者に該当する場合は、補助金の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入控除税額の減額は求めない。
 - （1）消費税法における納税義務者とならない事業者
 - （2）免税事業者
 - （3）簡易課税事業者
 - （4）国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限り）、消費税法別表第3 に掲げる法人
 - （5）国若しくは地方公共団体の一般会計である補助事業者
 - （6）課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

（電子情報処理組織による申請等）

第 5 条 申請者は、第 4 条第 1 項に基づく交付の申請、第 9 条に基づく申請の取下げ、第 12 条第 1 項に基づく計画変更等承認の申請、第 13 条に基づく事業の中止、第 16 条に基づく事故の報告、第 17 条に基づく状況報告、第 18 条第 1 項に基づく実績報告、第 19 条に基づく事業承継承認の申請、第 21 条第 2 項に基づく補助金精算（概算）払の請求、第 22 条第 1 項に基づく消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告、第 23 条第 7 項に基づく補助金返還報告、第 27 条第 3 項に基づく財産処分承認の申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第 6 条 事務局は、第 7 条に基づく交付の決定の通知、第 20 条第 1 項に基づく補助金の額の確定の通知、については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（交付の決定の通知）

第 7 条 事務局は、第 4 条第 1 項による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、間接補助事業を実施すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表第 1 に定めるところにより交付決定を行い、様式第 2 による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 第 4 条第 1 項による事業申請書が到達してから、当該申請に係る前項による採択までに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。ただし、事務局が申請書類の補正又は追加資料の提出を求めた場合において、当該補正等に要した期間は、当該標準的な期間に含まない。
- 3 事務局は、第 4 条第 2 項ただし書による事業申請がなされたものについては、補助金に係る消費税

等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して事業を採択するものとする。

4 事務局は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

5 事務局は、事業が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

6 第2条の目的を達成するため、国土強靱化地域計画に本事業が位置付けられている場合は、優先的に採択される。

(交付の条件)

第8条 事務局は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 間接補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行うべきこと。
- (2) 間接補助事業者は、第9条に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかに事務局に報告すべきこと。
- (3) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第14条に従うべきこと。
- (4) 間接補助事業者は、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事務局の承認を受けるべきこと。
- (5) 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第16条に基づき速やかに事務局に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 間接補助事業者は、事務局が間接補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る間接補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事務局の指示に従うべきこと。
- (7) 間接補助事業者は、事務局が第23条第1項による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 間接補助事業者は、事務局が第23条第4項による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、事務局が指定する期日までに返還するとともに、第23条第5項に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第23条第8項に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 間接補助事業者は、事務局が間接補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 間接補助事業者は、間接補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ事務局の承認を受けるべきこと。
- (11) 間接補助事業者は、第26条第4項に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、事務局の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

(12) 間接補助事業者は、間接補助事業終了後、事務局の指示に従い、間接補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第 9 条 間接補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内に、様式第 3 による交付申請取下げ届出書を事務局に提出しなければならない。

(間接補助事業の表示)

第 10 条 間接補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、国土交通省補助事業である旨を明示しなければならない。

(間接補助事業の経理等)

第 11 条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了した日又は間接補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後 5 年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更等の承認等)

第 12 条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 4 による計画変更承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の流用増減を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事務局は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。

3 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止等)

第 13 条 間接補助事業者は、事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ第 6 号様式により補助対象事業の中止（廃止）申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

ない。

(契約等)

- 第 14 条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 間接補助事業者は、間接補助事業における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。
 - 3 間接補助事業者は、第 1 項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を取ることとする。
 - 4 間接補助事業者は、第 1 項の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者と契約してはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 5 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 6 前 5 項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第 15 条 間接補助事業者は、第 7 条第 1 項に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 事務局が第 20 条第 1 項に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が事務局に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) 事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第16条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7による事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第17条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、様式第8による補助事業経費の使用状況報告書を事務局が要求する期日までに提出しなければならない。また、事務局が必要と判断し、提出を依頼した資料も合わせて提出しなければならない。

(実績報告)

第18条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（間接補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日（間接補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は事務局が定める期日のいずれか早い日までに、様式第9による完了実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の場合において、やむを得ない理由により様式第9による完了実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。

3 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(間接補助事業の承継)

第19条 事務局は、間接補助事業者について、相続、法人の合併又は分割等により間接補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該間接補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の間接補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第20条 事務局は、間接補助事業者から第18条第1項の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る間接補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものかを確認し、適合すると認めたときは、間接補助事業者に対し交付す

べき補助金の額を確定し、様式第11による補助事業交付金額確定通知書により間接補助事業者に速やかに通知する。

- 2 前項によって確定される補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。
- 3 事務局は、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第1項に基づく現地検査等のほか、間接補助事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地検査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該検査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

- 第21条 事務局は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、間接補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、予期せぬ事情等により事業実施途中での概算払いが必要となる場合で、正当な理由が認められた場合については、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による補助金精算（概算）払請求書を事務局に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第22条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第13による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書にて速やかに事務局に報告しなければならない。
- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第23条 事務局は、第12条第1項第4号による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、第4号の場合において、間接補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- （1）間接補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分又は指示に違反した場合
 - （2）間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - （3）間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - （4）天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - （5）間接補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合
- 2 前項の規定は、第20条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 事務局は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。

- 4 事務局は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 事務局は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 事務局は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金に関する事項
 - (3) 納期限
- 7 間接補助事業者は、事務局から第4項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第14による補助金返還報告書にて報告しなければならない。
- 8 事務局は、補助事業者が、返還すべき補助金を第6項第3号に規定する期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第24条 事務局は、前条第5項にいう加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第25条 事務局は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第26条 間接補助事業者は、間接補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第15による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第17条第1項に定める実績報告書に様式第16による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 27 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 適正化法第 23 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を勘案して、事務局が別に定める期間とする。

3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 17 による財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 事務局は、第 3 項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。 6 第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより間接補助事業者が得た収入については、前条第 4 項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

第 28 条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 29 条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他の必要な事項)

第 30 条 間接補助事業者は、本補助金の交付と補助対象経費を重複して他の国庫補助金の交付を受けることはできない。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規程は、国土交通大臣が承認した日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第1第1欄

間接補助事業の区分	非常用電源設備の導入補助事業
間接補助事業の内容	<p>物資拠点における非常用電源設備の導入を行う事業であって、以下の要件を満たすもの</p> <p>【補助対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体（都道府県又は市区町村）や物流事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、航空運送事業者、倉庫事業者、トラックターミナル事業者）及び物流不動産開発事業者等によって構成された協議会等であって、以下について合意している者 <p>[1] 物流事業者等は、災害時等に地方公共団体等から協力要請があった場合には、対応可能な範囲内で協力すること。</p> <p>[2] 地方公共団体と物流事業者等は、災害時等における施設利用協定を締結すること。</p> <p>[3] 物流事業者等は、地方公共団体が行う訓練に参加すること。</p> <p>[4] 物流事業者等は、地方公共団体が行う災害時等の施設利用に関する調査に協力すること。</p> <p>[5] 地方公共団体は、非常用電源設備の導入に係る協議会負担額のうち、国が交付した額の1/2以上に相当する額を負担すること。</p> <p>【補助対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用電源設備（発電設備又は蓄電池） （外部からの電源供給が途絶えた状況にあつて、3日間以上該当物資輸送拠点施設への支援物資の受入れ、保管、仕分け等の作業を滞りなく実施することができるだけの電源を確保できること。） <p>【補助対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業倉庫 ・ トラックターミナル ・ 貨物自動車運送事業者の集配施設 ・ 貨物利用運送事業者の保管等施設 ・ 物流不動産 <p>のうち、以下の基準を満たしている施設</p> <p>[1] 新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）</p> <p>[2] 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）</p> <p>[3] フォークリフトを利用できるように床の強度が十分であること</p> <p>[4] 12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること</p> <p>[5] 原則として浸水地域外にある施設であること</p> <p>[6] 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと</p>
間接補助対象経費	事業を行うために必要な設備費、工事費及びその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2第1欄に定めるものとする。）
補助率	1/2
補助金の額	間接補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。 ただし、1,500万円を上限とする。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 （1）間接補助事業の実施に要した間接補助対象経費の実績額 （2）補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	<p>※ 間接補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

別表第1第2欄

間接補助事業の区分	災害時の支援物資輸送体制構築促進事業
間接補助事業の内容	地方公共団体（都道府県及び市区町村）と物流事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、航空運送事業者、倉庫事業者、トラックターミナル事業者又はこれらの事業者を会員とする物流団体）等の官民が連携して行う支援物資輸送訓練
間接補助対象経費	訓練の実施に必要な企画制作費、旅費・交通費、物流専門家等の外部有識者に対する諸謝金、資機材等の借上げ、燃料費、通信費、印刷製本費、消耗品の購入等に係る経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2第2欄に定めるものとする。）
補助率	1/2
補助金の額	間接補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。 ただし、500万円を上限とする。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 （1）間接補助事業の実施に要した間接補助対象経費の実績額 （2）補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 間接補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第2第1欄

項目	内容
設備費	非常用電源設備（太陽光発電機を除く）の購入に係る費用
工事費	非常用電源設備の設置及び使用開始に必要な設計・工事等に係る費用 （太陽光発電機に係る費用を除く）

別表第2第2欄

項目	内容
企画制作費	支援物資輸送訓練の企画、運営に係る経費
	支援物資輸送訓練対象地域の選定、調整に係る経費
旅費	支援物資輸送訓練の実施にあたり必要な交通費、出張に伴う旅費
	支援物資輸送訓練の企画、運営及び事後評価に関する指導・助言を行う外部有識者、物流専門家等の派遣に係る旅費
諸謝金	支援物資輸送訓練に係る指導・助言を行う外部有識者等への諸謝金
資機材等借上げ経費	支援物資輸送訓練に要するトラック、フォークリフト、パレットその他資機材一式及び先導車等の借上げに係る経費
	支援物資輸送訓練に要する輸送拠点として倉庫等の借上げに係る経費
燃料費	支援物資輸送訓練に要する車両に係る燃料費
通信費	支援物資輸送訓練実施に要する電話使用料金及びインターネット使用料金の通信に係る経費（基本使用料は除く。）
	支援物資輸送訓練実施に要する物品の運搬等に係る経費
印刷製本費	支援物資輸送訓練実施に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本費
	支援物資輸送訓練実施に要するマニュアル作成等の印刷製本費
消耗品費	支援物資輸送訓練当日に要する消耗品（1年以上継続して使用できるものを除く。）の購入・製造に係る経費

※ただし、本事業において下記に該当する費用は対象外とする。

- ・補助対象経費のうち、消費税及び地方消費税相当額
- ・補助の申請等に係る事務経費
- ・補助対象経費のうち、他の同種補助事業等において申請した経費
- ・補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他補助事業に関係のない経費